

(要領様式第1号)

## 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

3 上伊地環第38-1号

3 上伊地環第207号

令和4年（2022年）3月18日

長野県上伊那地域振興局長

### 1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	○
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

### 2 公表する事項

事項	内容（該当する項のみに記載する）	
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社信州ウェイスト 代表取締役 小林 源吾 長野県伊那市西春近5806番地	
申請の区分（Ⅰ）	一般廃棄物処理施設の設置許可	
条例第46条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	上伊那郡箕輪町大字中箕輪14017番地84
	②廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項に規定するごみ処理施設（圧縮梱包施設）
	③処理を行う廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず
	④廃棄物の処理施設の処理能力	廃プラスチック類 84.4t/日（10.55t/h：8時間稼働） 紙くず 117.04t/日（14.63t/h：8時間稼働）
申請の区分（Ⅱ）	一般廃棄物処理施設の変更許可	
条例第46条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	上伊那郡箕輪町大字中箕輪14017番地41
	②廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項に規定するごみ処理施設（圧縮梱包施設）
	③処理を行う廃棄物の種類	廃プラスチック類
	④廃棄物の処理施設の処理能力	廃プラスチック類 6.0t/日（0.75t/h：8時間稼働）
	⑤変更の概要	新 廃プラスチック類圧縮梱包施設の位置の変更

申請の区分（Ⅲ）		産業廃棄物処分業の変更許可	
条 例 第 46 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	上伊那郡箕輪町大字中箕輪14017番地84	
	②廃棄物の処理施設の種類	中間処理施設（圧縮梱包）	
	③処理を行う廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず	
	④廃棄物の処理施設の処理能力	廃プラスチック類 84.4t/日（10.55t/h：8時間稼働） 紙くず 117.04t/日（14.63t/h：8時間稼働）	
	⑤変更の概要	<p style="text-align: center;">新</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○破砕する産業廃棄物 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類</li> <li>○圧縮梱包する産業廃棄物 廃プラスチック類、<u>紙くず</u></li> <li>○溶融固化する産業廃棄物 廃プラスチック類 （廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。）</li> </ul>	<p style="text-align: center;">旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○破砕する産業廃棄物 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類</li> <li>○圧縮梱包する産業廃棄物 廃プラスチック類</li> <li>○溶融固化する産業廃棄物 廃プラスチック類 （廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。）</li> </ul>
関 係 図 書 の 閲 覧	縦覧に供する場所	長野県上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	
	縦覧期間	令和4年3月22日（火）～令和4年4月21日（木） （土日・祝日その他県の休日を除く。）	
	縦覧時間	午前8時30分～午後5時	